

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会について

【臓器移植委員会における検討】

- 厚生労働省は、臓器移植法の運用に当たり、臓器移植法に基づく手続等について、
 - ・臓器移植法により委任を受けた事項について定めた厚生労働省令（脳死判定基準等）
 - ・運用上必要な事項について厚生労働省が定めたガイドライン（意思表示可能な年齢等）を定めているところである。

これらを定める際には、専門家の意見を聴くため、臓器移植委員会（厚生科学審議会の下に設置）において、議論をお願いしている。

※平成9年の臓器移植法施行に併せて、旧厚生省の公衆衛生審議会の下に設置。

平成13年の厚生労働省発足に伴い、厚生科学審議会に移行。

【今回の法律改正を受けた対応】

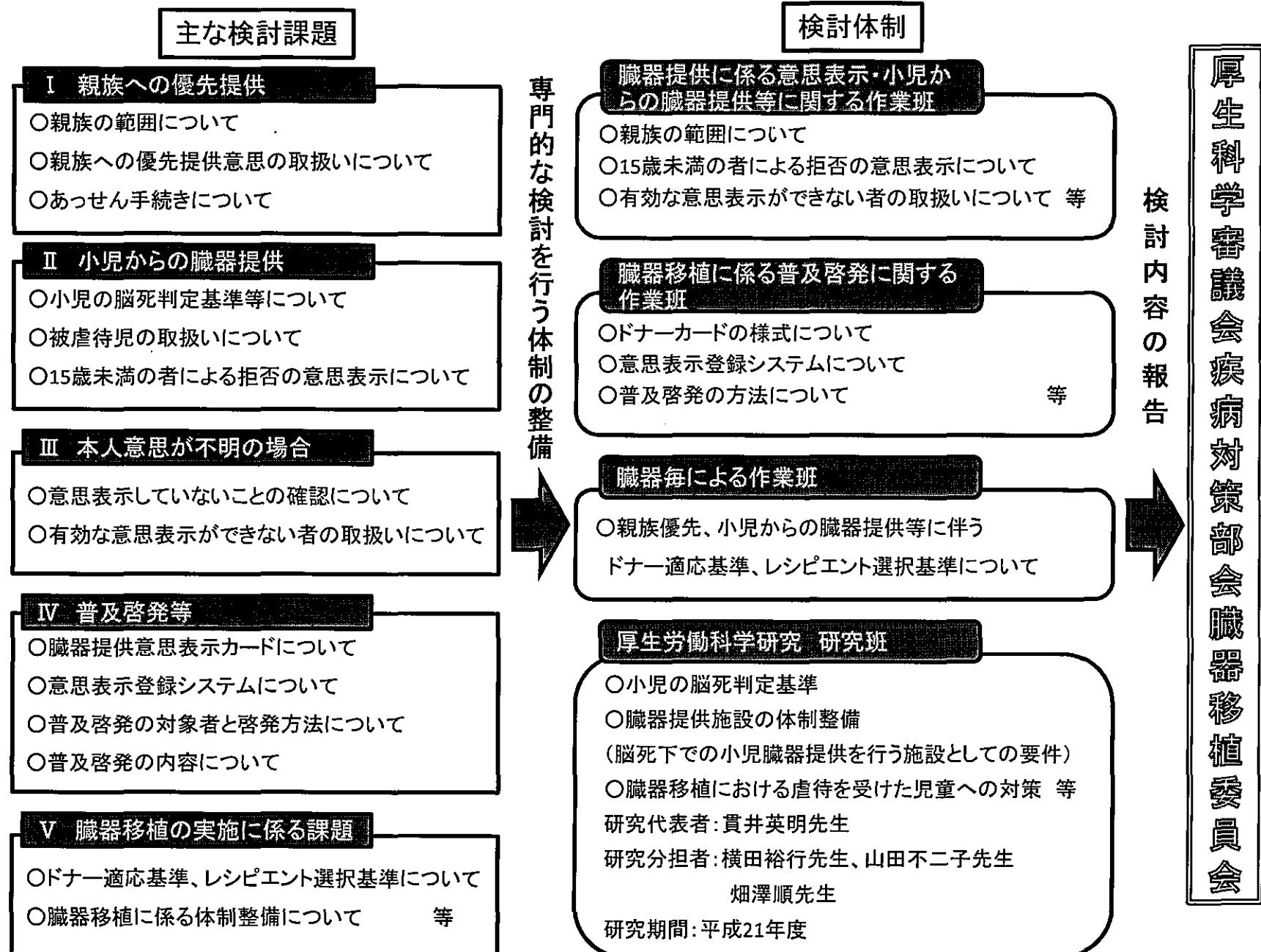
- 先の通常国会で一部改正法が可決・成立（7月17日公布）し、来年1月の親族優先提供に係る部分から順次施行となる。

※施行日：平成22年1月17日（親族優先提供に係る部分）

平成22年7月17日（小児からの臓器提供等に係る部分）

- 改正法の施行に向けて、まずは、年内にも、親族優先提供の実施に必要な事項について、ガイドライン等の改正が必要となる。
- 改正に当たっては、臓器移植委員会等における専門家の御議論をいただくとともに、パブリックコメントを経た上で行うこととしている。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の施行に向けた検討体制



作業班における検討状況と親族優先提供の施行までのスケジュール

○9月15日	第26回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会
10月1日	第1回 腸器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供に関する作業班
13日	第1回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班
16日	第2回 腸器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供に関する作業班
27日	第3回 腸器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供に関する作業班
29日	<u>第1回 肝臓移植の基準等に関する作業班</u>
○11月2日	第27回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会
10日	<u>第1回 肺移植の基準等に関する作業班</u>
13日	<u>第1回 心臓移植の基準等に関する作業班</u>
18日	パブリックコメント開始 (~12月17日まで)
	<u>第1回 腎臓移植の基準等に関する作業班</u>
24日	<u>第1回 脾臓移植の基準等に関する作業班</u>
○ 30日	第28回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会
12月 7日	第2回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班
9日	<u>第1回 小腸移植の基準等に関する作業班</u>
11日	<u>第一回 角膜移植の基準等に関する作業班</u>
厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会	
親族への優先提供に関する規定の施行（平成22年1月17日）	